

11 災害時人工透析・難病患者等の対策マニュアル

1. 基本的な考え方

人工透析患者は、定期的・継続的に人工透析が、また難病患者等は、継続的に特定の医薬品や治療が必要なことから、災害時における「人工透析・難病患者等」の対応については、「患者に対する適切な医療の供給体制の確保を図ること」を基本に、災害発生に備えて、予防的に事前に準備しておく「事前の対応マニュアル」と、災害発生時及び発生後の対応の「災害時の対応マニュアル」及び透析施設で、難病患者等への医療の給付を行う「医療機関における災害対応マニュアルガイドライン」を次のとおり定める。

2. 事前の対応マニュアル

災害発生に備えて、あらかじめ予防的に事前に準備しておく関係者の役割、実施すべき内容等は、次のとおりである。

【関係者の役割】

(1) 県、市町村

県内、管内の人工透析患者、難病患者等の受療状況の把握に努めるとともに、災害発生時の患者団体等との連絡体制を整備する。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 人工透析患者、難病患者等の受療状況を把握する。	(ア) 医療費の公費負担や各種福祉制度の利用者リスト及び訪問活動等により、患者の受療状況を把握する。
イ 患者団体等へ、的確な医療情報の提供ができるよう、情報伝達体制を整備する。	(イ) 緊急時に情報交換を行う患者団体、医療機関等、関係機関の連絡先や連絡網を整備する。

(2) 患者団体

災害時における医療機関の診療情報の収集や患者家族等への連絡体制（連絡網）等を整備する。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 患者家族へ的確な医療情報の提供ができるよう、情報伝達体制を整備する。	(ア) 患者・家族等への連絡先や連絡網を整備する。

(3) 患者・家族

かかりつけ以外の、初めての医療機関でもスムーズに受診できるよう、自身の透析データや治療内容、投薬医薬品など把握しておくとともに、災害時の連絡先（医療機関、患者団体等）を記録整備しておくものとする。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 医療機関における自身の受診データ等を把握する。	(ア) 緊急時の連絡先や自身の受診データ等を記載した「患者カード」（別紙）を携帯する。
イ 患者団体等と被災状況の報告や医療情報の収集などができるよう情報伝達体制を確保する。	(イ) 緊急時の連絡網（医療機関、患者団体等）を整備する。
ウ 医療機器等のバッテリーなどの予備を備えておく。	(ウ) 人工呼吸器、吸引器等のバッテリーなどの予備を蓄えておく。

3. 災害時の対応マニュアル

人工透析患者、難病患者等については、災害時においても、継続して人工透析や特定の医薬品の提供が必要である。

このため、被災状況や患者のかかりつけ医療機関の稼働状況、受け入れ可能な医療機関等を把握し、患者家族に的確な医療情報の提供を行い、医療供給体制の確保に努めることとする。

関係者の役割、実施すべき内容等は、次のとおりである。

【関係者の役割】

(1) 県災害医療本部

総合的な医療情報の収集・提供及び国・他県、県内の地域災害医療本部等関係機関と連絡調整を行い、緊急時の医療対策の中心的な役割を果たす。

具 体 的 な 役 割	実 施 す べ き 内 容
ア 医療機関に対する医療情報の伝達及び関係機関との連絡調整及び患者の受け入れ要請を行う。	(ア) 地域災害医療本部等と連携し、緊急時の医療情報の収集・連絡体制を整備する。 (広域災害・救急医療情報システムの活用等) (イ) 国（厚生省）、他県等関係機関への支援要請及び情報交換を行う。 (ウ) 県内外の医療機関への患者の受け入れの要請を行う。

(2) 地域災害医療本部

地域内の市町村等関係機関及び県災害医療本部との連絡調整・情報交換に努め、災害地域内の市町村等関係機関への的確な情報を提供する。

具 体 的 な 役 割	実 施 す べ き 内 容
ア 災害地域内の市町村及び医療関係機関の連絡調整や、情報収集に努める。	(ア) 地域内の医療情報の収集体制の整備及び医療機関等との連絡体制を整備する。 (イ) 県災害医療本部及び市町村との連絡体制を整備する。
イ 災害地域内の市町村、患者団体等に、医療が供給できる医療機関等の情報を提供する。	(ウ) 災害・救急医療情報システムの活用等により人工透析や難病患者等に医療が供給できる（稼働している）医療機関を把握し、市町村、患者団体等へ情報を提供する。

(3) 市町村

地域災害医療本部や医療機関との連絡調整及び患者・家族への的確な医療情報を提供する。

具 体 的 な 役 割	実 施 す べ き 内 容
ア 地域災害医療本部、医療関係機関との連絡調整や情報収集を行う。	(ア) 地域災害医療本部、管内の医療機関との連絡体制の整備に努める。
イ 管内の患者等の被災状況や受療状況の把握に努めるとともに、必要な医療情報を提供する。	(イ) 被災による受療困難な患者等の把握に努める。 (ウ) 地域災害医療本部等を通じ、人工透析や難病患者等に、医療が供給できる（稼働している）医療機関を把握し、広報啓発活動を通じ、管内の患者等へ医療情報を提供する。

(4) 災害拠点病院

県・地域災害医療本部、市町村、医療機関等関係機関との連絡調整及び緊急時の救急患者の受け入れ、医療の給付を行う。

具 体 的 な 役 割	実 施 す べ き 内 容
ア 医療関係機関との連絡調整及び 情報収集を行う。 イ 救急患者を受け入れ、医療を提 供する。	(ア) 地域災害医療本部、医療機関等との連絡調整情報交換を行う。 (イ) 緊急時の救急患者の受け入れ体制を整備し、医療の提供に努め る。

(5) 医療機関

災害時における人工透析、難病患者等への医療の提供を行う。

具 体 的 な 役 割	実 施 す べ き 内 容
ア 緊急時における患者の安全と医 療を提供する。 イ 関係機関との連絡調整や情報収 集に努める。	(ア) 水、医薬品、医療スタッフ等医療供給体制の確保に努める。 (イ) 地域災害医療本部、患者団体等との連絡体制及び患者の受け入 れ体制の整備に努める。

(6) 関係団体（県医師会・県病院協会）

県・地域災害医療本部・医療機関等と連絡調整を行い、医療機関における医療供給体制の確保を支
援するとともに、難病患者等へ医療情報を提供する。

具 体 的 な 役 割	実 施 す べ き 内 容
ア 緊急時における医療関係機関と の連絡調整を行い医療機関におけ る医療供給体制の確保を支援する。 イ 難病患者等に医療情報の提供を 行う。	(ア) 地域災害医療本部、医療機関等との連絡調整情報交換を行い、 医療機関における医療供給体制の確保の支援に努める。 (イ) 難病患者等への医療情報の提供に努める。

(7) 患者団体

医療機関、市町村、他県の患者団体等関係機関から緊急時における医療情報の収集を行い、患者・
家族に情報提供を行う。

具 体 的 な 役 割	実 施 す べ き 内 容
ア 緊急時における医療関係機関と の連絡調整を行う。 イ 緊急時における医療情報の収集 ・提供を行う。	(ア) 緊急時における連絡体制（患者会員、医療機関等）の整備に努 める。 (イ) 患者会員の被災情報の収集に努める。 (ウ) 患者会員への医療情報の提供に努める。

(8) 患者・家族

被災状況の報告及び患者団体、医療機関、市町村等関係機関から緊急時における医療情報の収集を
行い、医療の提供を受ける。

具 体 的 な 役 割	実 施 す べ き 内 容
ア 被災状況を市町村、患者団体等に報告する。	(ア) 被災状況等を緊急時の連絡網に基づき、迅速に、市町村・患者団体・医療機関等に伝達する。
イ 緊急時においても、医療が提供できる医療機関等の医療情報の収集に努める。	(イ) 市町村、患者団体等からの医療情報に基づき医療が供給できる(稼働している)医療機関または、災害拠点病院等で医療の提供を受ける。

4. 医療機関における災害対応マニュアルガイドライン

傷病者や一般疾病患者に対する「医療機関災害対応マニュアルガイドライン」及び「医療機関に対する水の確保マニュアル」が別に作成されているので、本ガイドラインでは、医療機関において、「人工透析、難病患者等」に対して、一般疾病患者とは異なる又は別の配慮が必要な対応について定める。

(1) 人工透析、難病患者等の避難

人工透析中の患者の避難については、透析の中断に伴う処置や難病患者等については移動にあたり、ストレッチャーや車椅子等の介護を要する患者がいることから、事前に避難訓練を行い、避難の知識、介護の技術等を身につけることが必要である。

(2) 医療機関におけるライフラインの確保対策

透析には1人分1回約200lの水が必要であるため、大量の水の確保が必要である。

また、装置や機器を稼働させるエネルギーとなる電気・ガスの確保も必要である。

ア 水の確保については、貯水槽、貯水タンクを設置する。

災害時には、パイプ等の破損で給水困難も予測されることから、地域災害医療本部・市町村への連絡・要請により、水道局の給水車等を優先配車する。

イ 電気の確保については、自家発電装置を設置する。

災害時には、地域災害医療本部・市町村への連絡・要請により、電力会社の電源車を優先配車する。

ウ ガスの確保については、災害時には、配管の破損が予測されることから、地域災害医療本部・市町村への連絡・要請により、ガス会社からプロパンガスを配給する。

(3) 緊急時の連絡体制の整備

災害時には、地域災害医療本部・市町村・災害拠点病院等との情報交換を行い、不足する「水」「医薬品」「医療スタッフ」等各種の支援要請により、医療供給体制の確保に努めるが、これら連絡にあたり、通信手段の確保が必要である。

災害時には、通常の電話が利用できないことも予測されることから、パソコン通信、携帯電話、無線等の通信手段を活用する。

また、透析施設相互間の連絡体制の整備に努める。

別紙

(表)

<h2>透析患者カード</h2>	自 宅
氏 名: _____	住 所 _____
生年月日: M . T . S . H _____ 男 _____ 年 _____ 月 _____ 日 女	電話番号 _____
お願い	緊急連絡先
私は、慢性腎不全のため人工透析治療を受けている患者です。	連絡先氏名 _____
私が倒れている場合は、最寄りの救急医療施設に運んでください。	続 柄 _____
また、裏面の連絡先にご連絡をお願いします。	住 所 _____
	電話番号 _____
	医療機関
	医療機関名 _____
	所 在 地 _____
	電話番号 _____
	主治医名 _____
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日記入	

(裏)

<h2>透 析 記 録</h2>	・シャントの部位:
○透 析 条 件	○血液型: (A B O 式 : _____ 型) RH (_____) HBs (_____)
・透 析 日:	○薬剤のアレルギー:
・透 析 時 間:	○原疾患名:
・使用ダイアライザー:	○合併症: (B 型、 C 型肝炎の有無)
・血 流 量:	○備 考:
・抗凝固剤種類:	
使用量:	
・透 析 液:	
・ドライウエイト:	
	記入医師名 (署名) _____

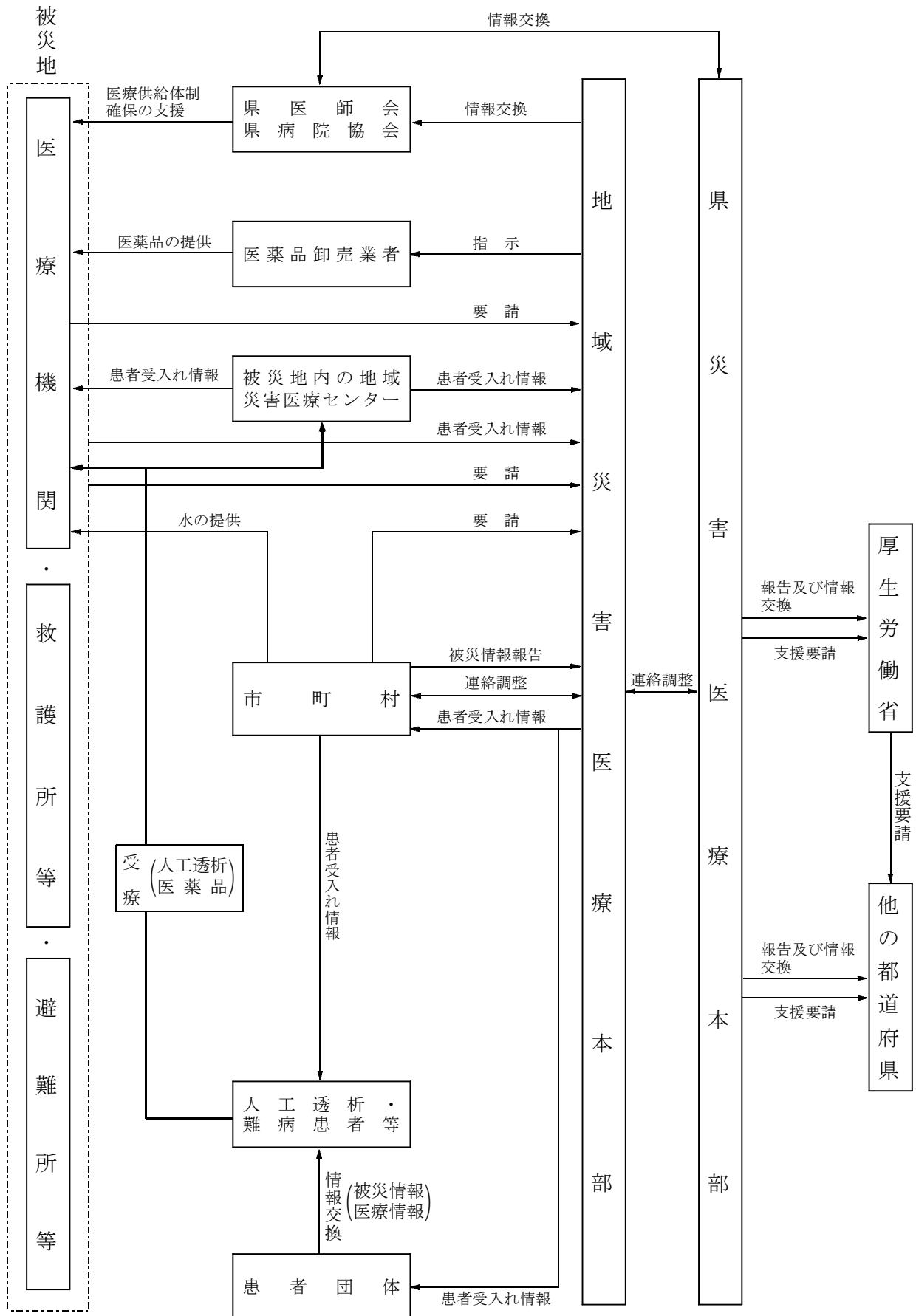
(表)

<h1>患者カード</h1>	
氏名： _____	自宅
生年月日： M . T . S . H _____ 年 _____ 月 _____ 日 男 _____ 女	住所 _____ 電話番号 _____
お願い	緊急連絡先
私は、難病の患者です。 私が倒れている場合は、最寄りの 救急医療施設に運んでください。 また、裏面の連絡先にご連絡を お願いします。	連絡先 氏名 _____ 続柄 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日記入	医療機関
	医療機関名 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____ 主治医名 _____

(裏)

<h1>医療情報</h1>	
○診断名：	○合併症：
○血液型：(A B O 式) _____ 型) RH (_____) HBs (_____)	○診療上の禁忌・注意事項：
○使用薬剤名：	○緊急時の対応方法
○禁忌薬剤名：	
	記入医師名 (署名) _____

人工透析・難病患者等への医療の確保体制体系図



関係者連絡先一覧表

1 行政機関

(1) 国

機 関 名	〒	所 在 地	電 話 番 号
厚生労働省医政局経済課	100-8045	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	03-3595-2421

(2) 県

ア 岡山県災害医療本部

機 関 名	〒	所 在 地	電 話 番 号
岡山県災害医療本部(保健福祉部)	700-8570	岡山市内山下2-4-6	086-224-2111

イ 地域災害医療本部

機 関 名	〒	所 在 地	電 話 番 号
岡山地域災害医療本部	703-8278	岡山市古京町1-1-17	086-272-3950
東備地区災害医療本部	705-0022	備前市東片上213-1	0869-64-2255
倉敷地域災害医療本部	710-0043	倉敷市羽島1083	086-425-2119
井笠地域災害医療本部	714-0087	笠岡市六番町2-5	0865-63-5258
高梁地域災害医療本部	716-0062	高梁市落合町近似286-1	0866-22-4122
阿新地域災害医療本部	718-0003	新見市新見2056-5	0867-72-0610
真庭地域災害医療本部	717-0013	真庭郡勝山町勝山620-5	0867-44-2681
津山地域災害医療本部	708-0022	津山市椿高下114	0868-23-2316
勝英地域災害医療本部	707-0004	英田郡美作町入田291-1	08687-2-0914

2 災害拠点病院

(1) 基幹災害医療センター

病 院 名	〒	所 在 地	電 話 番 号
総合病院岡山赤十字病院	700-8607	岡山市青江2-1-1	086-222-8811

(2) 地域災害医療センター

病 院 名	〒	所 在 地	電 話 番 号
恩賜財団岡山済生会総合病院	700-0013	岡山市伊福町1-17-18	086-252-2211
川崎医科大学附属病院	701-0114	倉敷市松島577	086-462-1111
財団法人倉敷中央病院	710-0052	倉敷市美和1-1-1	086-422-0210
大杉病院	716-0028	高梁市柿木町24	0866-22-5155
落合病院	719-3144	真庭郡落合町垂水251	0867-52-1131
総合病院津山中央病院	708-0024	津山市二階町671	0868-22-6111

3 医薬品等卸売業者

(1) 医薬品卸売業者

ア 岡山地域

会社名	事業所名	〒	所在地	電話番号
(株) オムエル	岡山支社	700-0971	岡山市野田2丁目4-5	086-244-4011
(株) サンキ	岡山支店	701-0221	岡山市藤田564-189	086-296-6811
(株) セイナス	岡山営業部	700-0931	岡山市奥田西町5-39	086-225-3271
成和産業(株)	岡山営業所	701-0165	岡山市大内田828-4	086-293-7710
(株) エバルス	岡山支店	700-0941	岡山市青江1-20-48	086-224-4501

イ 倉敷地域

会社名	事業所名	〒	所在地	電話番号
(株) オムエル	玉島支店	713-8113	倉敷市玉島八島760	086-522-5248
(株) サンキ	倉敷支店	710-0826	倉敷市老松町5-3-86	086-422-4422
(株) セイナス	倉敷営業所	710-0803	倉敷市中島中沖1240	086-465-4911
(株) エバルス	倉敷支店	710-0056	倉敷市鶴形1-12-7	086-422-0026

ウ 津山地域

会社名	事業所名	〒	所在地	電話番号
(株) オムエル	津山支店	708-0012	津山市下田邑2266-15	0868-28-7788
(株) サンキ	津山支店	708-0001	津山市小原7-1	0868-23-1166
(株) セイナス	津山営業所	708-0883	津山市一方字長法寺下32-8	0868-22-6154
(株) エバルス	津山支店	708-0883	津山市一方222-1	0868-23-0251

(2) 医療機器・衛生材料等販売業者

会社名	〒	所在地	電話番号
犬飼医療器(株)	700-0953	岡山市西市114-2	086-241-0231
(株) カワニシ	700-0975	岡山市今1-4-31	086-241-1112
成和産業(株)	701-0165	岡山市大内田828-4	086-293-7710
(株) メリオ	701-0942	岡山市豊成1-11-67	086-264-4211
赤木医科器械(株)	710-0133	倉敷市五日市63-4	086-427-3330
角田医療器(株)	714-0081	笠岡市笠岡5981-11	0865-63-4040
小川器械(株)	708-0003	津山市北園町10-9	0868-22-9101

4 県薬剤師会医薬品備蓄センター

備蓄センター名	〒	所在地	電話番号
岡山県薬剤師会医薬品備蓄センター（会営業局）	701-1154	岡山市田益1291-1	086-294-9100

5 関係団体

会社名	〒	所在地	電話番号
(社)岡山県医師会	703-8278	岡山市古京町1-1-10	086-272-3225
(社)岡山県病院協会	703-8278	岡山市古京町1-1-10	086-272-6400
(社)岡山県薬剤師会	700-0822	岡山市表町1-3-50	086-222-5424
岡山県病院薬剤師会	700-0914	岡山市鹿田町2-5-1 岡山大学附属病院薬剤部内	086-223-7151
岡山県医薬品卸業協会	700-0822	岡山市表町3-5-1 (株)エバルス岡山本社内	086-224-3320
岡山県医科器械組合	710-0014	倉敷市五日市63-4 赤木医科器械(株)内	086-427-3330
日本赤十字社岡山県支部	700-0823	岡山市丸の内2-7-20	086-225-3621

6 医療用血液関係機関

(1) 県内

機関名	〒	所在地	電話番号
岡山県赤十字血液センター	700-0012	岡山市いずみ町3-36	086-255-1211

(2) 県外

機関名	〒	所在地	電話番号
日本赤十字社	105-8521	東京都港区芝大門1-1-3	03-3438-1311
兵庫県赤十字血液センター	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-222-5011
鳥取県赤十字血液センター	680-0901	鳥取市江津370	0857-24-8101
島根県赤十字血液センター	690-0882	松江市大輪町420-21	0852-23-9467
広島県赤十字血液センター	730-0052	広島市中区千田町2-5-64	082-241-1246
山口県赤十字血液センター	753-8534	山口市大字野田字野田172-5	083-922-6866
徳島県赤十字血液センター	770-0044	徳島市庄町3-12-1	088-631-3200
香川県赤十字血液センター	761-8031	高松市郷東町字新開587-1	087-881-1500
愛媛県赤十字血液センター	791-8036	松山市高岡町80-1	089-973-0700
高知県赤十字血液センター	780-8010	高知市棧橋通6-7-44	088-833-6666